

## 農地等における一時転用に係る許可の取扱いについて

平成10年3月31日 農政第695号  
栃木県農務部長通知  
平成22年3月26日改正 農政第404号  
栃木県農政部長通知

農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地（以下「農地等」という。）の一時転用については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号 農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）以下「運用通知」という。）に定めるもののほか、その取扱いを下記のとおり定めたので、その趣旨を十分理解の上、適切な事務処理に留意してください。

なお、「農地における砂利の採取の取扱いについて」（昭和44年4月4日付け農開第165号農務部長通達）及び「農地における鹿沼土の採取について」（昭和48年11月12日付け農政第817号農務部長通達）は廃止します。

### 記

#### 第1 農用地区域内における農地等の許可の取扱い

- 1 農用地区域内の農地等の一時転用については、当該転用行為が当該農用地区域内の農地等で行うことが位置選定上の理由からも真に止むを得ないと認められるものであること。
- 2 転用期間（農地等の復元に必要な期間を含む。）は3年以内の必要最小限の期間であること。
- 3 当該転用事業が砂利採取又は土採取を目的とするものであるときは、1及び2のほか次の要件を満たすものであること。
  - (1) 同一事業者による新たな許可申請についてはその申請時において、農地等における前々回許可地（以下「前々回地」という。）に係る事業が完了し農地等に復元されていること及び農地等における前回許可地（以下「前回地」という。）に係る事業が完了し農地等に復元されていること又は復元される見込みがあること。
  - (2) 前々回地及び前回地に係る採取状況、埋め戻し状況等を明らかにした書類が添付されていること。
  - (3) 埋土用土石の確保を証する書類が添付されていること。
  - (4) 砂利採取にあつては、砂利採取法の規定による採取計画の認可申請における採取計画と同等の内容の事業計画書が添付されていること。
  - (5) 土砂の流出、崩壊等の防除措置、事業実施による周辺農地への影響の有無及び被害防除措置を明らかにした書類が添付されていること。

#### 第2 農用地区域外における農地等の許可の取扱い

第1の2を準用するほか次の要件を満たすものであること。

- 1 農地法第5条の許可に係る場合には、その設定又は移転される権利が賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利（物件は除く。）であること。
- 2 運用通知の第2の1の(1)のアのcの(a)と同様の措置が講じられていること。
- 3 当該転用事業が砂利採取又は土採取を目的とするものであるときは、第1の3を準用する。

#### 第3 農用地区域内の農地等における一時転用申請の際の農業委員会の処理

農業委員会は、農用地区域内において一時転用に係る農地法第4条第1項、第5条第1項の許可申請があったときは、当該申請に係る計画が農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすか否か農業振興地域整備計画管理者と協議するものとする。

## 農地等における一時転用に係る許可の取扱いについて

平成10年3月31日 農政第705号  
平成22年3月26日改正 農政第405号  
栃木県農政課長通知

農地等における一時転用に係る許可の取扱いについては平成10年3月31日付け農政第695号栃木県農務部長通達をもって定められたところですが、その取扱いについては下記により行うこととしたので通知します。

### 記

#### 1 農務部長通達前文関係

農用地区域内の農地等及び農用地区域以外の地域の農地等における一時転用許可の取扱いについて定めたものである。

なお、一時転用であっても、「農地法の運用について」（平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号 農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の転用許可基準が当然に適用されるので注意されたい。

#### 2 農務部長通達第1の1及び2関係

農用地区域内の農地等は、農業振興地域整備計画において農地等として利用すべき土地として指定されている土地であるため、位置選定上も真に止むを得ないものであり、一時転用期間も最小限の期間であること。

#### 3 農務部長通達第1の3関係

(1) 当該申請者の過去の農地復元の実績を勘案した上、当該者の前回地の埋め戻し状況が過半であるときは、前回地が「農地等に復元される見込みがある」と取り扱って差し支えないこと。－第1の3の(1)関係

(2) 採取状況、埋め戻し状況等を明らかにした書類が別記様式によるほか、事業計画書等に同様の内容が記載してあれば支障なしであること。－第1の3の(2)関係

(3) 埋土用土石の確保を証する書類とは、埋土用土石の売買契約書の写し、埋土用土石を採取する土地の賃貸借契約書の写し等のほか、現に保有する埋土用土石の数量、保有場所等を示す書類等であること。－第1の3の(3)関係

(4) 砂利採取の転用申請の際に添付する事業計画書は、農地転用許可申請書の転用事由の詳細の欄に事業計画を疎明した上、砂利採取法の規定による採取計画の認可申請における採取計画の写しをもって代えることができること。－第1の3の(4)関係

(5) 土の採取にあつては、隣接地との保安距離が1 m以上であること、採取中の保安角度は45度以下であることを崩壊等の防除措置とすること。－第1の3の(5)関係

#### 4 農務部長通達第2関係

運用通知の第2の1の(1)アのcの(a)のiの(i)の事項の確認は、砂利採取法の規定による採取計画の認可申請書の写しの添付及び社団法人栃木県陸砂利採取業協同組合の農地復元の保証書をもってなすものとする。このことは農用地区域内の農地等においても同様とすること。

#### 5 農務部長通達第3関係

農用地区域内における農地等の一時転用が農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす場合は当該一時転用が許可することができないので、農業委員会における審議に先立ち、農業振興地域整備計画管理者と事前調整することとしたものである。